



(仮称)春光台公園運営協議会

旭川市 土木部 公園みどり課

令和5年8月

協議会設置の理由と目的

春光台公園は市内に4箇所ある総合公園のうちの一つであり、平成12年に策定された「旭川市自然共生アクションプラン」において、自然生態系の「保全」と「活用」を両立させていく場と位置付けられ、多くの市民に休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の多様な目的で利用される公園として親しまれています。

また、平成13年には春光台公園の再整備のために自然環境分野の専門家、地域の代表者、公募市民等で構成する懇話会を開催し、春光台公園について、自然環境を保全しつつ市民活動、交流の場として「自然と人間の共生の森」と位置付ける「春光台公園基本構想」を平成14年に策定したほか、基本構想で定めた春光台公園の位置付けを補足するものとして、平成26年には「春光台公園における記念碑等の設置についての基本方針」を定め、同公園の自然環境の保全と活用を両立し、適正な管理をすることとしています。

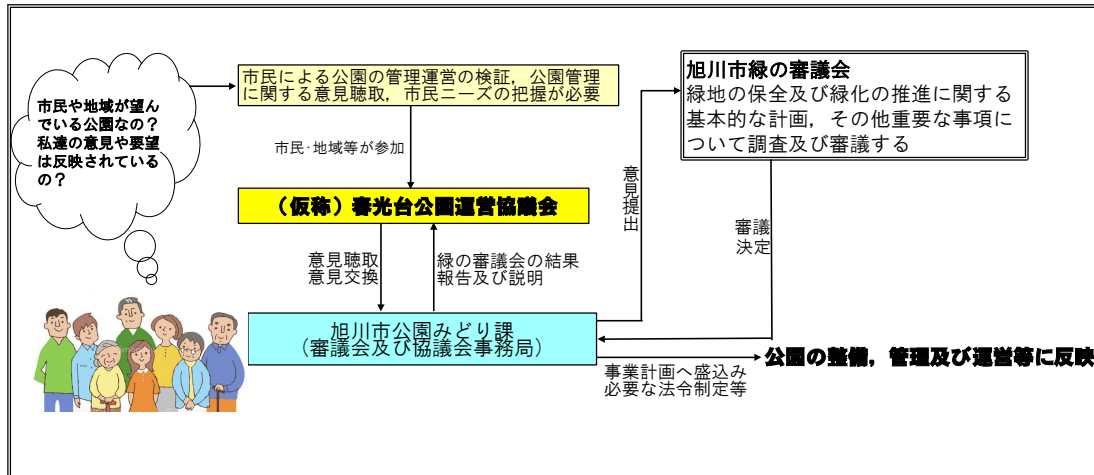
これらの基本構想や基本方針に基づき、約20年にわたり、公園の整備と管理、運営を行ってきましたが、現在、公園内にある遊具やその他の施設の破損、老朽化が進んでいるほか、常に変化する社会情勢の中で、公園を取り巻く環境も変化してきていることから、利用者ニーズを踏まえながら、公園の整備や管理、運営のあり方について検討を行う時期を迎えていると考えています。

このような状況の中、平成29年に都市公園法が改正され、公園管理者は都市公園を効果的に整備や管理、活用し、その魅力を向上させていくため、活性化策や利用ルールなどの取り決めを行う「協議会」を設置することができるようになりました。

このようなことから、本市では、春光台公園の多様性に富む利活用を推進することを目的に、今後の春光台公園の整備及び管理、運営等のあり方について、市民が意見交換を行う場として、(仮称)春光台公園運営協議会(以下「協議会」という。)を設置することとしたものです。



協議会の位置付け



協議会の協議内容(案)

本市は、市内の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画などの審議を行う **附属機関**として「旭川市緑の審議会」を設置していますが、本協議会は、**市民の懇談会**として、春光台公園の整備・管理・活用に関わる地域の意見を聴取し協議を行います。

協議事項	協議内容	留意点
施設更新	<ul style="list-style-type: none"> ○遊具の新設・更新・廃止等 ○園路・トイレ・照明灯の新設・更新・廃止等 ○植栽・樹木・芝生・親水施設の新設・更新・廃止等 ○便益施設（売店・宿泊・遊興等）の新設・更新・廃止等 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・整備計画との整合性 ・法令との整合性 ・制度整備の要否
利活用	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ活動の場としての活用 ○文化・スポーツ・教育の場としての活用 ○地域振興・観光の拠点としての活用 ○難関を通しての利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令との整合性 ・制度整備の要否
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ○貴重な植物の保護・保全 ○地域社会とのバランス（騒音・防災・治安等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令との整合性 ・制度整備の要否
公園の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民との関わり方 ○市民の公園としての在り方 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度整備の要否

協議会のスケジュール(案)

今年度の協議会は、全3回の開催を予定しています。

- ・ 第1回協議会（8月3日）
- ・ 第2回協議会（9月中旬～下旬開催予定）
- ・ 第3回協議会（11月中旬～12月下旬予定）

時期	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	令和6年2月	令和6年3月
日程	春光台公園実施設計委託 期間：令和5年5月～令和6年3月							
	第1回協議会 (今回)	第2回協議会 (予定)		第3回協議会 (予定)		緑の 審議会 (審議)	整備方針(案) ホームページで 意見募集	整備 方針 決定

春光台公園の概要

昭和24年開設

面積 52.4 ha

【主な施設整備】

昭和56年 キャンプ場整備

昭和58年 管理棟・アスレチック整備

平成6年 風の子館寄贈

平成19年 パークゴルフ場整備



春光台公園基本構想抜粋

【春光台公園の位置付け：自然と人間の共生の森】

- 旭川の市街地の緑の背景を形作る丘陵地として緑の保全を図る。
- 生態系の保全と活用のバランスを考慮しながら共生の可能性を探る。
- 旭川の中で貴重な植物群落や多くの野鳥など、身近な自然と触れ合いながら環境について学べる場所を充実させる。
- 総合公園として、四季を通じて日常レクリエーションや良好な眺望を楽しめる場所を作る。
- 地域のオープンスペースネットワークの核になるように、周辺にある公共施設や公共空間と将来的な関連性を確保する。

春光台公園における文学碑等の設置についての基本方針

自然環境の保全と活用を両立し、適正な管理を目的として、平成26年に策定された「春光台公園における文学碑等の設置についての基本方針」では、自然環境保全エリアと自然環境利活用エリアを定め、自然環境保全エリアについては、記念碑等の設置を原則禁止しています。

